

介護老人保健施設 ゆう

利用者負担説明書

短期入所療養介護サービス
介護予防短期入所療養介護サービス

医療法人やわらぎ

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

利用負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、行事や倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。

当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

介護老人保健施設ゆう【短期入所療養介護】利用料金のお知らせ (1)

介護保険給付に係るサービス

介護老人保健施設ゆう

1. 基本的な介護保険給付の単位数

	個別サービス費		多床室サービス費		備考
	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	
要介護1	753 単位	819 単位	830 単位	902 単位	施設サービス費について、介護保険制度では、要介護認定の介護度の程度によってご利用料が異なります。左記は1日当りの単位数(1単位=10円)です。介護保険負担割合証の記載により、負担額が1割、2割、3割となります。また在宅復帰状況や施設の機能に応じ利用料金が変わります。
要介護2	801 単位	893 単位	880 単位	979 単位	
要介護3	864 単位	958 単位	944 単位	1044 単位	
要介護4	918 単位	1017 単位	997 単位	1102 単位	
要介護5	971 単位	1074 単位	1052 単位	1161 単位	

2. その他に加算される単位数

サービス加算項目	単位数	内容
介護職員等処遇改善加算 (I)	利用総単位数に7.5%乗じた単位数が加算されます。	
サービス提供体制強化加算 (I) ~ (III)	6 ~ 22 単位/日	24時間安定したサービスのご提供体制の確保を行っていることで金額が加算されます。
夜間体制加算	24 単位/日	夜間において、手厚い職員配置を行っていることで金額が加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/日	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、おおむね20分以上の個別リハビリテーションを実施することで加算されます。
認知症ケア加算	76 単位/日	認知症の介護が必要な利用者に対して、介護保健施設サービスを行った場合に金額が加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	ご利用者様とご家族の希望を踏まえたサービスを行うことで金額が加算されます。
	60 単位/日	ご利用者様とご家族の希望を踏まえたサービスを行うことで金額が加算されます。(日帰り時)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に金額が加算されます。
緊急短期入所受入対応加算	90 単位/日	ご利用者様の状態やご家族様の事情により、介護支援専門員が緊急に必要と認め利用した場合加算されます。(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	664 単位/日	日帰り(日中)のみ短期間指定短期入所療養介護を行った場合【3時間以上4時間未満】のご利用で金額が加算されます。
	927 単位/日	日帰り(日中)のみ短期間指定短期入所療養介護を行った場合【4時間以上6時間未満】のご利用で金額が加算されます。
	1296 単位/日	日帰り(日中)のみ短期間指定短期入所療養介護を行った場合【6時間以上8時間未満】のご利用で金額が加算されます。
重度療養管理加算	120 単位/日	医療ニーズの高いご利用者様(要介護度4又は5)に医学的管理のもと、介護を行った場合加算されます。
	60 単位/日	医療ニーズの高いご利用者様(要介護度4又は5)に医学的管理のもと、介護を行った場合加算されます。(特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	51 単位/日	(i)、(iii)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	51 単位/日	(ii)、(iv)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
送迎加算	184 単位/回	入所及び退所の場合、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道に付き金額が加算されます。
緊急時施設療養費	518 単位/回	ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は金額がかかります。
総合医学管理加算	275 単位/日	治療管理を目的とした利用者には、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医へ、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて情報の提供を行った場合加算されます。
療養食加算	8 単位/食	療養食が必要な方は医師の処方する指示箋に基づき療養食を提供し、1食毎に金額が加算されます。
口腔連携強化加算	50 単位/月(1月に1回)	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をすることで加算される。
生産性向上推進体制加算 (I) ~ (II)	10 ~ 100 単位/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。

介護老人保健施設ゆう【短期入所療養介護】利用料金のお知らせ (2)

介護保険給付対象外のサービス

介護老人保健施設ゆう

ご利用料金表 (税込み表示)

NO	サービス種類	単位	金額	内容
1	食費	1日当り	1,800円	ただし、食費について負担限度額の認定を受けている場合には、認定書に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払い頂く費用の上限となります。
2	居住費	従来型個室/1日	1,728円	ただし、滞在費について負担限度額に認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く滞在費の上限となります。
		多床室/1日	437円	

※ 上記1「食費」と2「居住費」については、国が定める負担限度額段階（1段～3段まで）のご利用者の自己負担額については《補足資料の1と2》をご参照下さい。

3	日用品費	入浴用品類	1回当り	330円	石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等、個人の管理が不適当と思われる衛生用品の費用であり、施設で用意した物をご利用頂く場合にお支払い頂きます。
		タオル用品類	口拭きタオル/日	50円	
			手拭タオル/日	50円	
			顔拭きタオル/日	38円	
4	教養娯楽費	1日当り	250円	当施設職員が企画した行事や倶楽部、趣味活動やレクリエーション等で使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意した物をご利用いただく場合にお支払い頂きます。	
5	理美容代	サービス内容により費用は異なります。各種費用については《補足資料の3》をご参照下さい。			
6	特別な室料(個室)	1日当り	2,100円	ご利用者様の要望により入居される場合に費用をお支払い頂きます。	
7	委託洗濯費	1回当り	590円	ご利用者様又はご家族の要望により洗濯委託サービスをご希望される場合に費用をお支払い頂きます。	
8	電気代	1月当り	132円	ご利用者様の選択によって使用されるラジカセなどの機器等にかかる電気代をお支払いして頂きます。	
9	レンタルテレビ代	1日当り	100円	居室用のレンタルテレビ設置を希望される場合に費用をお支払い頂きます。	
10	送迎(移送サービス)	当施設では、利用者の医療機関受診および外泊時の移送については、原則ご家族様にお願いしていますが、無理な場合、別途料金にて移送サービスを行います。《別紙資料の4》をご参照下さい。			
11	健康管理費	インフルエンザ予防接種等に係る費用で、接種を希望された場合にお支払いして頂きます。			
12	洗濯・乾燥機の使用	全自動洗濯機/回	200円	ご利用者様自ら洗濯が可能な設備を設置しております。ご使用の場合は費用がかかります。	
		洗濯乾燥機/回	100円		
13	金銭出納管理費	1日当り	25円	金銭（お小遣い管理費）等施設にて保管管理した場合にお支払いして頂きます。	
14	印鑑/通帳/保険証等保管管理費	1日当り	25円	等施設にて保管管理した場合にお支払いして頂きます。	
15	家族介護体験サービス	寝具料金/回	2,000円	ただし、お食事が不要の場合はお申し出下さい。その場合のお食事代はかかりません。	
		夕食料金/食	700円		
		朝食料金/食	400円		
16	その他費用	診断書等の発行に係る費用について、内容により費用が異なりますので《補足資料の5》をご参照下さい。			

1. 食費の負担限度額段階について

国が定める負担限度額段階表				
利用者負担段階				
第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
300円/日	600円/日	(1)	(2)	基本の食費
		1,000円/日	1,300円/日	

基本の食事金額 (ゆう)		
	第4段階	備考
朝食	400円	おやつ料金込み
昼食	700円	
夕食	700円	
計	1,800円	

2. 居住費の負担限度額段階について

国が定める負担限度額段階表				
	利用者負担段階			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
個室	550円		1,370円	1,728円
多床室	0円	430円		437円

- 1) 上記1と2「食費・居住費」の利用者負担段階は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階までご利用者様負担限度額が設けられております。
- 負担段階に該当するかは市町村が決定致します。第1～第3段階の認定を受けるには、ご利用者様本人（あるいは代理人）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護負担限度額認定証」を受ける必要があります。またこの利用者負担段階について、介護老人保健施設が判断・決定することは出来ません。また、「認定証」の提示が無い場合は一旦「第4段階」で利用料をお支払いしていただくことがあります。（「認定証」発行後に過払い分が「償還払い」される場合があります）※その他詳細については市町村窓口にお尋ね下さい。
- 2)

3. 理美容料金について (税込み金額)

種類	金額	備考	
単品サービス	カット	2,310円	理美容サービスは、提携している理美容師が当法人理美容室にてサービスを行います。ご利用は予約又は開院日にサービスをお申し込み頂くサービス体系となっております。
	顔そり	2,090円	
	シャンプー	990円	
	パーマ(カット含)	5,610円	
	白髪染め	4,290円	
セットサービス	カット+顔そり	2,970円	
	カット+シャンプー	2,860円	
	カット+顔そり+シャンプー	3,520円	
	ブローセット(ドライヤーセット)	1,540円	
	シャンプー+ブローセット	2,090円	
	パーマ(カット含)+顔そり	6,710円	
	染め+カット	5,830円	
	染め+顔そり	5,610円	
染め+カット+顔そり	6,490円		

4. ご利用者様の送迎料金について (税込み金額)

種類	単位	金額	備考
移送サービス1	5 Km以内	750円	左記金額は片道料金となります。
移送サービス2	10 Km以内	1,500円	
移送サービス3	15 Km以内	2,250円	
移送サービス4	20 Km以内	3,000円	
移送サービス5	25 Km以内	3,750円	
移送サービス6	30 Km以内	4,500円	

ご利用者様の医療機関受診及び外泊・外出時等の移送については、原則ご家族様の事情により無理な場合に移送サービスをご提供させていただきます。サービスには上記金額をお支払い頂きます。

5. その他費用について (税込み金額)

種類	金額	備考
ご利用料金領収書の再発行	2,200円	
一般診断書の作成	3,300円	
生命・年金保険診断書の作成	5,500円	
死亡診断書の作成	6,600円	
死亡診断書の作成(2通目)	3,300円	
一般証明書の発行	3,300円	

介護老人保健施設ゆう【（予防）短期入所療養介護】利用料金のお知らせ（1）

介護保険給付に係るサービス

介護老人保健施設ゆう

1. 基本的な介護保険給付の単位数

	個別サービス費		多床室サービス費		備考
	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	
要支援1	579 単位	632 単位	613 単位	672 単位	施設サービス費について、介護保険制度では、要介護認定の介護度の程度によってご利用料が異なります。左記は1日当りの単位数（1単位＝10円）です。介護保険負担割合証の記載により、負担額が1割、2割、3割となります。また在宅復帰状況や施設の機能に応じ利用料金が変わります。
要支援2	726 単位	778 単位	774 単位	834 単位	

2. その他に加算される単位数

サービス加算項目	単位数	内容
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	利用総単位数に7.5%乗じた単位数が加算されます。	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	6～22 単位/日	24時間安定したサービスのご提供体制の確保を行っていることで金額が加算されます。
夜間職員配置加算	24 単位/日	夜間において、手厚い職員配置を行っていることで金額が加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240 単位/日	医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、おおむね20分以上の個別リハビリテーションを実施することで加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	ご利用者様とそのご家族の希望を踏まえたサービスを行うことで金額が加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に金額が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51 単位/日	(i)、(iii)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51 単位/日	(ii)、(iv)の施設サービス費の際に在宅復帰・在宅療養支援機能強化の為、当施設からの在宅復帰状況・機能に応じ金額が加算されます。
送迎加算	184 単位/回	入所及び退所の場合、ご自宅までの送迎を行った場合は、片道に付き金額が加算されます。
緊急時施設療養費	518 単位/回	ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は金額がかかります。
総合医学管理加算	275 単位/日	治療管理を目的とした利用者へ、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医へ、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて情報の提供を行った場合加算されます。
口腔連携強化加算	50 単位/月（1月に1回）	事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をすることで加算される。
療養食加算	8 単位/食	療養食が必要な方は医師の処方する指示箋に基づき療養食を提供し、1食毎に金額が加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	10～100 単位/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことで加算されます。